

# 鳥取縣公報

## 條例

鳥取縣條例第五十五號

風俗營業取締法施行條例を次のように定める。

昭和二十三年八月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

風俗營業取締法施行條例

第一章 通 則

第一條 風俗營業取締法（以下單に法という）第一條各号その營業内容により左の通り區分する。

一、法第一條第一號の營業（客席で客の接待をして客に遊興又は飲食させる營業）

一、料理屋

主として和風設備の客席を設けて營業するもの。

二、カフェー

主として洋風設備の客席を設けて營業するもの。

昭和二十三年八月十日  
第一千九百三十三號

火曜日

三、飲食店

前各號に該当しないその他のもの。

二、法第一條第二號の營業

(一) キャバレー

飲食設備を併置して客にダンスをさせるもの。

(二) ダンスホール

飲食設備を設けず客にダンスをさせるもの。

(三) ダンス教授所

ダンス教師の指導により客にダンスをさせるもの。

三、法第一條第三號の營業

(一) 遊技場

玉突場、まあじやん屋、射的場等主として成年者を対象として遊技をさせるもの。

(二) 遊戯所

パチンコその他主として兒童を対象として遊技を

00713

させるもの。

第二條 法並びにこの條例に基き所轄公安委員会（以下公安委員会という）に対して行ふ願届手續はすべて營業所（遊技場又は遊戯所であつて露店等で營業を行う者は住所、住所と營業所が公安委員会の管轄を異にする場合は主なる營業所）所在地の所轄警察署を経由しなければならない。

許可申請又は願届にあたり營業者が未成年者又は禁治産者であるときは法定代理人、準禁治産者であるときは保證人の連署を必要とする。

第三條 第一條の營業許可申請には次の事項を具し正副二通の書類を提出しなければならない。

- 一、營業者の本籍、住所、氏名及び生年月日（法人の場合にはその名称、事務所所在地、代表者の住所、氏名、生年月日及び定款の寫）
- 二、營業所の所在地（遊技場、遊戯所でその營業を露店等で行い、營業場所が一定しないときは主たる營業所）

三、營業の種類（遊技場又は遊戯所にあつてはその種類及び方法並に料金の徴收方法）

四、營業所の構造設備の概要並にその平面圖

五、名称又は屋號

六、入場定員（キヤパレー及びダンスホールに限る）

七、營業開始の予定期日

八、營業用家屋又は施設場所が他人の所有であるときはその承諾書又は許可證

第四條 前條の手續によつて許可を受けた營業者が、營業種別の變更（遊技場又は遊戯所にあつては遊技の種類の変更を含む）構造施設の増築、改装、隔壁の新設又は撤去等を行うときは、前條の手續に準じて事前はその部分について許可を受けなければならない。

第五條 第三條第一號（營業の承継を除く）第五號、第六號及び第七號の變更又は營業所所在地の番地名の改正があつたときは五日以内に届け出なければならない。

第六條 營業者は營業のため使用人を雇傭しようとするときはその者の本籍、住所、氏名及び生年月日をあら

00713

かじめ届け出なければならない。前項の使用人を解雇したときは五日以内に届け出なければならない。

第七條 營業を承継しようとするときは關係事項を具し双方連署して願届出で許可を受けなければならない。但し連署することができない特別の事情があるときはその理由を記入しなければならない。

第八條 營業者が廢業したときは本人から、死亡したときはその家族から廢業又は死亡後十日以内に届け出なければならない。

第九條 營業許可を受けた日から六ヶ月を経過しても開業せず又は特別の理由がなく六ヶ月以上休業したときは許可はその効力を失う。

第十條、營業者三ヶ月以上所在不明のときは廢業したものとみなす。

第十一條 キヤパレー又はダンスホールがダンス教授所を兼ねる場合を除いては同一施設又は同一家屋内に第一條各号の營業を併置することが出来ない。同一施設又は家屋内に旅館又は浴場營業を第一條各号の營業と

併置することが出来ない。右各項の場合において善良な風俗を保持する上に支障がないと認められたときは許可することが出来る。

第二章 構造設備

第十二條 第一條各号の營業所は左の各号の條件を備えなければならない。

一、營業所内は外部から見透しできないよう設備すること。（遊技場及び遊戯所はこの限りでない）

二、善良な風俗を紊すような繪畫、廣告その他裝飾設備を設けないこと。

三、客室の照明は一坪について十燭光以上の光度を有すること。

四、客室の照明を害し見透しを妨げるような植木、衝立又は引幕、カーテン等を設けないこと。

五、客用の浴室を設けないこと。但し料理屋にあつては客室専用のものでないときはこの限りでない。

六、客室に就寝施設若しくは押入を設けないこと。但し終業後家族又は従業者の寢室として兼用するもの

で、公安委員会が風紀上支障はないと認めるときはこの限りでない。

第十三條 料理屋の構造設備は前條の外次の条件を備えなければならない。

一、客室一室の面積は概ね三坪以上であること。但し附屬室にあつてはこの限りでない。

第十四條 カフェーの構造設備は第十二條各号の外次の各號の条件を備えなければならない。

一、客室一室の面積は五坪以上であること。但し營業所の各室が互に見透しできる場合又は客室が一室であつて風俗保持の上に支障がないときはこの限りではない。

二、客室が二室以上あるときは同一階層にある客室が互に見透しできるものであること。

第十五條 キャバレー、ダンスホールの構造設備は第十二條各號の外次の各號の条件を備えなければならない。

一、踊場の有効面積は概ね二十坪以上であること。  
二、踊場と区劃した客用特別室を設けないこと。

第十六條 ダンス教授所の構造設備は第十三條各號及び前條第二號の外次の条件を備えなければならない。

一、踊場の有効面積は概ね十坪以上であること。  
二、踊場の数は一室であること。但し客室が互に見透しできるときはこの限りでない。

第十七條 遊技場及び遊戯所の構造設備は第十二條各號の外次の条件を備えなければならない。

一、公衆の自由な出入を妨げるような装備をしないこと。  
二、遊技の方法が他人に危害を及ぼすようなものについては危険防止に充分な設備を設けること。

第三章 遵守事項

第十八條 第一條各號の營業者は次の各號の事項を守らなければならない。

一、營業名義を他人にかさないこと。  
二、次に掲げる者を營業に従事させないこと。  
一 身許が詳かでない者。但し公安委員会が承認した者はこの限りでない。

2 素行不良の者。

3 十八才未満の者。但し労働基準法第五十六條に当る者が直接客の接待をしない仕事に従事する時はこの限りでない。

三、營業所に別記第一號様式の従業者名簿を備へ付け、營業三日以内に所定事項を記入し、その記入事項に異動があつたときは速に訂正しておくこと。

四、營業所の店頭其の他見易い場所に別記第二號様式の標識を掲げること。

第十九條 第一條各號の營業者並びに従業者は次の事項を守らなければならない。

(一) 營業時間は日出より午後十一時(ダンス教授は午後九時)を過ぎないこと。但しあらかじめ公安委員会の承認を受けたときはこの限りでない。  
(二) 異様の容装をしたり又はさせたりしないこと。

(三) 營業所で卑猥な行爲その他風俗を害する行爲をし又はさせたりしないこと。  
(四) 従業者よりどんな名儀でも金品を徴し又は従業者

の負担で特殊な容装をさせないこと。

(五) 客引をしたり又はさせないこと。

(六) 營業所内に客を宿泊させないこと。

(七) 營業所(遊戯所を除く)に十八才未満の者を入れないこと。但し保護者同伴のときはこの限りでない。

(八) 客より徴収する一切の料金(税額を明示)はすべて客の見易い場所に明示すること。

(九) 客室の照明は常に規定の光度を保つこと。  
(十) 料理屋の外は營業所に婦女等遊藝人を招き又は輪旋しないこと。

第二十條 料理屋、カフェー及びキャバレーの營業者並びに従業者は前項の外次の事項を守らなければならない。

一、客の求めない飲食物を提供し又は提供させないこと。  
二、賣上競走をし又はさせないこと。

第二十一條 ダンスホール、ダンス教授所、遊技場及び遊戯所の營業者並びに従業者は第十九條の外次の事項

を守らなければならない。

- 一、營業所で飲食したり又は飲食させないこと。
- 二、客に飲食物を提供し又は提供させないこと。但し湯茶の類はこの限りでない。

第二十二條 ダンス教授所營業者並びに従業者は第十九條及び前條の外次の事項を守らなければならない。

- 一、蓄音器又はピアノ以外の樂器を使わないこと。
- 二、ダンス教師が附添指導しないで客相互にダンスをさせないこと。
- 三、營業所内の見易い場所に教授規則を掲示すること。

第二十三條 遊技場及び遊戯所の營業者並びに従業者は第十九條、第二十一條の外次の事項を守らなければならない。

- 一、著しく射倖心をそよめるような行爲をし又はさせないこと。
- 二、理由なく客の入場又は遊技（戯）を拒み又は制限しないこと。
- 三、十八才未満の者に遊戯を勧誘し又は勧誘させないこと。

こと。

四、競技会等を開くときはあらかじめ公安委員会の承認を受けること。

第四章 許可の制限

第二十四條 次の各號の一に相当するときは營業の許可を行わない。

- 一、營業場所が教会、寺院、學校、病院等に近接し善良の風俗を害する虞があると認められるとき。
- 二、營業設備が第十二條乃至第十七條に規定する構造設備を備えず不適當と認められるとき。
- 三、出願者が以前に風俗に関する法令に違反したことがあり營業者として不適當と認められるとき、及び風俗營業の禁止処分を受け二年を経過しないとき。

第五章 雜 則

第二十五條 法第五條第二項の規定による聽聞の期日及び場所は所轄警察署の掲示板に公示する。

第二十六條 營業者が組合又は類似の團體を組織したときはその代表者から規約又は定款の寫を添え届け出なければならない。

なければならない。

附 則

第二十七條 この條例は昭和二十三年九月一日からこれを施行する。

第二十八條 法の附則第二項に該当するものはこの條例第三條第一號乃至第六號の事項を記載した書面に、前に受けた許可證を添えこの條例施行の日から三十日以内に届け出て新許可證の交付を受けなければならない。

第二十九條 この條例施行の際現に風俗營業を営む者で前條以外の者は昭和二十三年九月三十日迄にこの條例による許可を受けなければ爾後その營業を行うことができない。

第一號様式

從業の種類別	本 籍	氏名	生年月日	雇入及び解雇年月日
		昭和	年 月 日	昭和
		年 月 日	解雇	年 月 日

備考 從業の種類別欄には仲居、女給、料理人、雇人等を記入のこと。

第二號様式

〇〇〇（營業の種類別）  
屋號  
又は  
氏名

備考一、材料大きさ等適宜のものでよい。

二、營業の種類別は料理屋營業、カフェー營業、ダンスホール營業、遊技場營業等具体的に標示すること。

鳥取縣條例第五十六號

昭和二十一年六月鳥取縣條例第十一號鳥取縣廳檢定所手数料條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年八月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣廳檢定所手数料條例中改正條例

第一條第一項第一號中「百五十円」を「四百五十円」に、「百七十円」を「五百円」に、「百九十円」を「五百五十円」に、「五十円」を「三百円」に、「百円」を

「三百四」に、第二號中「百四」を「三百五十四」に、第三號中「二百四」を「三百四」に、第五號中「七十五四」を「二百四」に、第六號中「十四」を「二十五四」に改める。

規則

この條例は昭和二十三年六月十五日からこれを適用する。

規則

◇鳥取縣規則第四十九號  
炭疽續發予防のため家畜傳染病予防法第十六條の規定により当分の間左記地域を限り牛馬の出入又はその屍体若しくは病毒傳播の虞ある物品の運搬を禁止する。

昭和二十三年八月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

東伯郡成美、安田、赤碕町

附則

この規則は八月二日より適用する。

告示

◇鳥取縣告示第三百六十五號  
東伯郡に左の通り家畜傳染病が発生した。

昭和二十三年八月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

病名 頭數 畜類 發病月日 決定月日 發 生 地  
炭疽 一 馬 八月二日 八月四日 東伯郡成美村字出上

◇鳥取縣告示第三百六十六號

肥料取締法第二條第一項の規定により次の者に石灰製造營業を免許した。

昭和二十三年八月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣八頭郡若櫻町赤松一五四番地 荻荷龜太郎  
鳥取縣八頭郡安部村新興寺 小林 貞治

◇鳥取縣告示第三百六十七號

昭和二十三年八月十五日現在において本縣内に住所を有する保健婦、助産婦、看護婦、看護婦(準看護婦、看護人を含む)は昭和二十三年九月十五日までに次の様式による事項を

輔保健所を経由し申告するものとする。

昭和二十三年八月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(様式の二)保健婦の免許を有する者

保健婦 申告書

本籍地	生年月日	免状下付官庁
現住所	免状下付官庁	免状下付官庁
氏名	免許資格及びその取得年月日	免許資格及びその取得年月日
免状下付年月日	保健婦業務に從事不從事の別	保健婦業務に從事不從事の別
免状番號	保健婦業務不從事の場合はその期間	保健婦業務不從事の場合はその期間
勤務箇所	自昭和年月日	自昭和年月日
	至現在	至現在

昭和二十三年鳥取縣告示第 號により申告する

昭和二十三年 月 日

右 氏 名 〇

鳥取縣知事西尾愛治殿

(様式の二)助産婦名簿に登録済の者

助産婦 申告書

本籍地	氏名	生年月日
現住所	生年月日	生年月日
開業地	登録年月日	登録年月日
登録資格及びその取得年月日	登録番號	登録番號

昭和二十三年鳥取縣告示第 號により申告する

昭和二十三年 月 日

右 氏 名 〇

鳥取縣知事西尾愛治殿

(様式の三)看護婦の免許を有する者

看護婦 申告書

本籍地	生年月日	免状下付官庁
現住所	免状下付官庁	免状下付官庁
氏名	免状番號	免状番號
免状下付年月日	看護婦免許資格及びその取得年月日	看護婦免許資格及びその取得年月日
勤務箇所	看護婦業務に從事不從事の別	看護婦業務に從事不從事の別

昭和二十三年鳥取縣告示第 號により申告する  
昭和二十三年 月 日 右氏 名

鳥取縣知事西尾愛治殿

(註) 1、準看護婦及び看護人は(様式の三)に準ずる様式による。

昭和二十三年八月十日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣告示第三百六十八號

左の施設を兒童福祉法第七十條による兒童福祉施設として認可した。

種別	經營主体の組織	施設の名称	施設の長氏名	所在地	定員
養護施設	私立	因伯保兒院	八重龍潤	東伯郡倉吉町	三〇
保育所	市立	費露保育園	鳥取市長	鳥取市賀露町	四〇
	同	双葉同	同	東品治町	六〇
	同	みたから同	同	新鑄物師町	九〇
	同	富桑同	同	西品治町	一二〇
	町立	御來屋町愛育園	御來屋町長	西伯郡御來屋町	一〇〇
	私立	甘露園	田中新次郎	鳥取市下台町	五〇
	同	小さき花園保育園	工藤元	同 東町	七〇
	同	聖園マリア園	聖園テレジア	米子市東倉吉町	二五〇

2、申告書は正副二通提出しなければならぬ。

同	同	愛光園	鎌倉庄平	八頭郡賀茂村	六〇
同	同	青谷愛兒園	山田輝子	氣高郡青谷町	一〇〇
同	同	小さき園保育園	田邊芳枝	東伯郡上井町	一〇〇
同	同	倉吉愛兒園	鷺見安壽	同 倉吉町	一〇〇
同	同	赤碓保育園	福田信雄	同 赤碓町	一五〇
同	同	八橋愛兒園	江原宗軌	同 八橋町	五〇
同	同	淀江保育園	疋田哲仙	西伯郡淀江町	一一〇
同	同	建徳同	新宮良範	同 外江町	一〇〇
同	同	境称檀同	西村長太郎	同 境町	五〇
同	同	渡善々園	門脇龜榮	同 渡村	二六〇
母子寮	縣立	岩美寮	寮長成瀬彌太郎	岩美郡岩井町	八世帯
同	市立	米子母子寮	同 奥村恭文	米子市角盤町	一七世帯

鳥取縣告示第三百六十九號

昭和二十三年七月七日及び七月二十日東伯郡倉吉町で施行した昭和二十三年度第一回毒物劇物營業事業管理入試験合格者は次のとおりである。

筆記試験並びに實地試験

網濱 善治

農業用毒物取扱

- 西川 博昭、田中 市郎、川本 利男、竹井 信一、
- 横山 英雄、高木 繁、田中 仁幸、野藤 善一、
- 伊藤 恵介、濱本 壽雄、古都 政男、森本 義男、

塔川 泰治、田淵 恒雄、生田 叶、吉田 光良、  
 坪内美代次、岡本 明、赤本 義人、水上 實、  
 北尾 篤、松嶋 公夫、下山 勝一、福島 正、  
 尾崎 良充、福安 政顯、栗田 松夫、筏津 春雄、  
 福井 好政、小林 修、中村 博信、森田 浩基、  
 河原 淳允、磯江 清明、山崎 正人、坂本 廣、  
 川村 民治、奥田 廣、水野 讓、前川 周男、  
 山本重太郎、横川 逸夫、山根 茂、丸山 勉、  
 西村 道雄、前田龜久夫、吉川 英二、勝部 保夫、  
 橋谷 茂男、長住 武義、木村 早苗、石川 登、  
 高橋 御幸、竹本 愛、尾崎 時寬、中土居重實、  
 山本 重治、北村 泰、山根 光雄、桑田 博、  
 民野小二郎、坂本 正義、寺谷三樹雄、藤原 武雄、  
 谷口 駒雄、岸本 次郎、衣笠哲之介、西村 崇、  
 森本 保、安住 潔、小屋谷利正、山本 範行、  
 伊吹 利昭、田村 保芳、櫻田 孝義、長田 千頌、  
 御古 宮雄、三村 徳三

農業用毒劇物取扱

五利江邦三、鈴木 義勝、木村 榮、谷本 正和、  
 米村政太郎、杉本 克海

筆記試験

（此處為筆記試驗結果之詳細記載，因字跡模糊，內容難以辨識，故略去。）

昭和二十三年八月十日印刷  
 昭和二十三年八月十日發行

鳥取縣公報

（昭和四年四月十五日）  
 （第三種郵便物認可）

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
 印刷所 鳥取縣鳥取市東町